

計量国語学会論文賞・奨励論文賞規定

2022年1月8日制定

(賞の設置)

第1条 計量国語学会（以下「学会」という）は、計量言語学における意欲的・革新的・創造的な研究の奨励を目的として、理事会の決定に基づき、計量国語学会論文賞（以下「論文賞」という）と計量国語学会奨励論文賞（以下「奨励賞」という）を授与することができる。

2 論文賞と奨励賞の英語による名称は、それぞれ、The Mathematical Linguistic Society of Japan (MLSJ) Best Innovative Paper Award, The Mathematical Linguistic Society of Japan (MLSJ) Good Innovative Paper Award とする。

(賞の対象)

第2条 論文賞・奨励賞は、学会会員（以下「会員」という）により、機関誌『計量国語学』（以下「機関誌」という）に投稿され、所定の審査を経て、機関誌に掲載された論文（論文Aおよび論文B）を対象に選考する。依頼原稿は対象としない。

2 論文賞は、会員による単著論文、および、会員を筆頭著者とする共著論文を対象に選考する。

3 奨励賞は、投稿時点において、(1) 学生である、(2) 大学院博士前期課程（修士課程）修了後16年未満である、(3) 博士課程修了または退学後5年未満である、のいずれかの要件を満たす会員による単著論文、または、同等の要件を満たす会員のみによって書かれた共著論文を対象に選考する。

(賞の選考)

第3条 選考は、年度ごとに、理事の合議によって行う。

2 論文賞は、とくに意欲的・革新的・創造的であり、今後の計量言語学の発展に対する寄与の可能性が大きいと判断された論文に授与する。

3 奨励賞は、第2条3項に示す要件を満たす著者による、前項に準じる論文に授与する。

4 論文賞は、年度ごとに最大1論文を、奨励賞は、年度ごとに原則として必ず1論文を選んでそれぞれ授与する。

(賞の贈呈)

第4条 論文賞・奨励賞は、原則として、選考年度の翌年度に開催される計量国語学会大会の場において贈呈を行う。

2 論文賞・奨励賞の受賞者には、学会より、記念の賞状を与える。

(制度の適用)

第5条 本制度は、2022年度以降に刊行される機関誌に掲載された論文に対して適用される。

(授賞の取り消し)

第6条 授賞対象となった論文に重大な問題が発覚した場合、学会は過去に遡って授賞を取り消すことができる。

2 前項の取り消しが発生した場合、学会はウェブサイト上でその旨を告知する。

(改廃)

第7条 この規定の改廃は、理事会の議決によって行う。

以上